

2007年 4月 3日

和歌山市教育委員会

教育長 空 光昭 殿

市民オンブズマン わかやま

事務局長 畑 中正 好

連絡先 和歌山市十二番丁10番地

和歌山合同法律事務所内

073-433-2241 FAX073-433-2767

## 補助金不正流用事件の調査関係の全資料の開示と、 情報隠しを行った責任等を問う公開質問状

当会の活動の一環として、本年1月16日に私が個人名で行った、和歌山市教育委員会(以下単に「市教委」という)に対する青少年課と文化振興課で明らかになった補助金不正流用事件に関する裏金調査報告書の開示請求について、3月22日、市教委は、青少年課の分として、「母親子どもクラブ交付金に係る調査の経緯と結果について」とするメモと思われる資料と、同文化振興課の分として、「市民文化まつり交流研修会交付金に係る調査の経緯と結果について」とするメモと思われる資料の各1枚ずつのみを開示しました。しかしながら、各1枚ずつしか開示しなかった市教委の対応は、請求対象資料を極めて狭く解釈して、裏金調査の資料隠しを行い、市民の情報公開請求の権利を不当に侵害するものであると言わざるを得ないことから、以下のとおり公開質問をさせていただきます。

市教委が裏金調査の報告資料として開示したメモは、時系列的に、経緯を箇条書きにし、結果も箇条書きにした一覧表であり、裏金調査報告の内容を記した資料でないことは歴然としています。むしろ、当該メモに日付と箇条書きがある以上、その箇条書きの内容を根拠あるいは裏付ける公文書が当然存在するとみられます。この点、当該メモ書きから存在するとみられる公文書は、別紙一覧表で指摘するとおりです。仮に、存在すると指摘する公文書が一切存在せず、当該メモ書きしかないとするれば、メモ書きを真実と裏付ける資料が無いことを意味することとなり、市教委が行ったとする裏金調査は、真実は行っていないか、行っていたとしても市民に公表できるような徹底した調査をしていないとみなされます。その上に、私的流用は一切なかったという結論も、砂上の楼閣であり、真実は根拠や証拠に欠ける結論を述べているに過ぎないとみなされます。

なお、上記メモ書きの開示日当日におけるこちらの追及に対し、立ち会った文化振興課の担当課職員は、「担当課で資料は提出したが、調査は行っていない」と発言し、これに対し、同じ

く同席していた深田拓二次長(当時の役職)は、「認識が違う」と言われました。この発言からすると、担当課が行ったとする調査は、単に資料を提出した行為を調査と過大評価していたに過ぎず、真実は調査が行われていなかった疑いすらあります。この点は重大な問題ですので、どの職員が、いつ、どのような調査を行ったのかを明らかにする資料の開示は必要不可欠といえます。開示日当日にも、追加開示を求めた2点(開示されたメモ書きの決済を示す表書きと、教育総務部による調査資料。)についても未だに何のご連絡もいただけておらず、この点でも不誠実な対応と批難に値します。

そこで、上記で指摘する補助金不正流用事件に関する裏金調査報告の対象となる公文書の追加開示を求めると共に下記のとおり公開質問をさせていただきます。ご回答は一週間以内をお願いします。

### 【質問事項】

- 1 別紙一覧表で指摘している各資料と、メモ書きの開示日当日に追加開示を求めた各資料は存在しますか。存在する各資料名とその存否を明らかにすると共に、存在しない資料について、何故に存在しないのかその理由を述べ、明らかにしてください。
  - 2 上記で存在するとした資料については、その全資料の追加開示と写しの交付を求めます。
  - 3 上記メモ書きが開示された当日、文化振興課の担当職員が、「資料を提出した」と言われましたが、当該、提出された資料も、裏金調査に係る資料と解されますので、当該資料の追加開示と写しの交付を求めます(なお、当該資料が公文書に該当することは、調査の過程で提出され市教委が保有するに至ったものであるから、当然です。)
  - 4 真実、不正流用金の調査を行ったのか極めて疑わしくなりましたが、それぞれの課の不正流用金の調査を担当した職員名と、いつ、どのような調査を行ったのかを具体的に述べ、明らかにし、そのことが分かる資料の追加開示と写しの交付を求めます(これも、裏金調査に関連する資料です)。
  - 5 今回、裏金調査資料として開示したメモ書き以外にも、該当する公文書があると充分にみられるにもかかわらず、この点について誠意ある説明を何ら行わず、箇条書きのメモを各1枚づつしか開示しないという市民の情報公開請求の権利を侵害した責任を明確にし、この点の今後の防止策をどうされるのかについて述べ、明らかにしてください。
- (なお、写しの交付を求めた資料が重複している場合は、その旨を明らかにした上で、重複分の写しの交付は省略してください。)

以上

## 青少年課の開示メモから公文書の存在を指摘する一覧表

【経緯】部分

メモの記載内容	公文書の存在を指摘する事項
平成18年7月26日 地域活動連絡協議会の会員から指摘があり、交付金に係る申請書の書類の調査を開始した。	調査を開始したとしている以上、調査を命じられた職員あるいは担当した職員名や、何を調査するようにしたのかの内容が分かる資料が存在すると思料される。
平成18年10月13日 担当者に、交付金の執行が適正かどうかの聞き取り調査をするが、病気加療中であるため、詳しい聞き取りができなかった。	担当者に聞き取りをしている以上、どの職員が、調査対象者にどのような形で聞き取り調査を行ったのか、また、対象者がどのような状態であり、対象者とどのような話をしたのかが分かる資料が存在すると思料される。
平成18年10月20日  未交付金の保管等のための別の通帳があること、その他現金も保管されていることが判明した。	別の通帳や現金の存在を判明したとしている以上、誰がどのようにして存在を判明するに至ったのかと、その判明した別の通帳の写しなどが分かる資料が存在すると思料される。なお、判明した通帳は、調査の過程で判明し取得したものであるから、公文書に該当する。
平成18年12月27日 全体調査の概要が判明した。	全体調査の概要が判明したとする以上、判明した全体調査の概要が分かる資料が存在すると思料される。
平成18年12月28日 教育総務部、教育文化部の合同会議を開催し、再調査計画を作成した。	総務部と教育文化部の合同会議を行い、再調査計画を作成したとする以上、当該、合同会議の内容が分かる記録と、作成したとする再調査計画の内容がわかる資料が当然に存在すると思料される。
平成19年1月5日～17日 教育総務部による、関係職員への聞き取りを行った。	教育総務部が関係職員の聞き取りを行ったとしている以上、総務部の聞き取りを担当した職員による聞き取りをした関係職員の聞き取り内容の録取資料が存在すると思料される。
平成19年1月9日 預金額と現金の合計1,459,301円を市に返還した。	
平成19年1月12日 使用済み額753,106円を関係者で市に返還した。	
平成19年1月24日  関係職員の処分が行われた。	

## 文化振興課の開示メモから公文書の存在を指摘する一覧表

【経緯】部分

メモの記載内容	公文書の存在を指摘する事項
平成18年8月28日 課において、「市民文化まつり交付金」について勉強会する中、未執行額が発生していたことが分かった。	
平成18年8月29日 上記のことを部長に報告した。	部長が報告を受けている以上、どの職員からどのような内容の報告を受けたのかが分かる資料が存在すると思料される。
平成18年9月～12月 平成13年度の不明金及び各年度の未執行額の調査を行った。	不明金及び未執行額の調査を行ったとしている以上、調査を担当した職員がわかる資料と、調査を担当した者による調査の経緯や調査内容がわかる資料が当然に存在すると思料される。
平成18年12月26日 平成13年度の領収書を発見し、不適切な支出がないことが判明した。	領収証を発見し、不適切な支出がないことが判明したとしている以上、発見した領収証の写しと、不適切な支出がないことの内容が分かる資料が当然に存在すると思料される。なお、発見した領収書は、調査の過程で発見し取得したものであるから、公文書に該当する。
平成18年12月27日 全体調査の概要が判明した。	全体調査の概要が判明したとしている以上、判明した全体調査の概要の内容が分かる資料が当然に存在すると思料される。
平成18年12月28日 教育総務部、教育文化部の合同会議を開催し、再調査計画を作成した。	総務部と教育文化部の合同会議を行い、再調査計画を作成したとする以上、当該、合同会議の内容が分かる記録と、作成したとする再調査計画の内容がわかる資料が当然に存在すると思料される。
平成19年1月4日～15日 教育総務部による、帳簿の調査、関係職員への聞き取りを行った。	教育総務部が帳簿の調査と関係職員の聞き取りを行ったとしている以上、帳簿の写しや総務部の帳簿の調査や聞き取りを担当した職員による帳簿の調査内容と聞き取り内容を録取した資料が当然に存在すると思料される。なお、調査の過程で取得した帳簿の写しは、公文書に該当する。
平成19年1月5日 通帳残額302,241円を市に返還した。	
平成19年1月11日 使用済み額344,892円を関係者で市に返還した。	
平成19年1月24日 関係職員の処分が行われた。	